

年会費のご案内

(税込)

本人会員	22,000円
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目より1名様につき3,300円

※本カードの年会費は上記の通りです。個人会員規約・規定集の「割賦販売法第30条に定める情報提供書面」掲載の年会費は適用されません。

2025年12月9日改定

税理士カード・プラチナ・ アメリカン・エキスプレス・カード会員特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)と合わせて適用されるものとし、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条(名称)

本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と北陸税理士協同組合連合会(以下「連合会」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●税理士カード・プラチナ・アメリカン・エキスプレス・カード

第3条(入会方法・申込資格)

1. 本カードは、連合会の会員である税理士協同組合(以下「協同組合」といいます。)の組合員とその家族を申込対象とし、入会申込者は、本特約および会員規約を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび連合会(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
2. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といいます。

第4条(会員資格取消等)

1. 会員が協同組合の組合員でなくなった場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコスの会員資格を取消すことができるものとします。
2. 第1項により三菱UFJニコスが三菱UFJニコスの会員資格を取消した場合には、会員は、連合会または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第5条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、連合会が提供する特典およびサービスを受ける場合、連合会所定の方法でその提供を受けるものとします。

2025年12月9日改定

税理士カード・プラチナ・ アメリカン・エキスプレス・カード 「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」と合わせて適用されるものとし、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

会員等は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- (1)入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。
- (2)入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- (3)本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。
提携先名称:北陸税理士協同組合連合会
住 所:〒920-0022 金沢市北安江3-4-6
電 話 番 号:076-223-1841
利 用 目 的:
 - ①北陸税理士協同組合連合会の事業における会員管理。
 - ②北陸税理士協同組合連合会の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合がありま

す。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。